



昭和四年度全国大会提出議案

一、紡織労働者連続五時間作業中休憩時間設置の件

(本部提案)

本文

深夜業廃止後に於て午前六時から同十一時迄連続の五時間労働中一回の休憩時間を設くること

理由

深夜業廃止後に於て午前六時から同十一時迄連続の五時間労働中一回の休憩時間がない。其のために従業員は疲勞を倍加し能率を減退せしむるのみでなく、従業員は健康を害すること甚大である。依て速かに現在の連続五時間労働中一回十五分間の休憩時間を設くべし。

運動方法

- 一、各工場別に右獲得運動を起すこと。
- 一、本部は機会ある毎に共宣傳運動をなし、全国的運動をなすこと。